



特集

2 「デジタル遺品」で トラブルにならないために

古田 雄介 Furuta Yusuke ジャーナリスト/任意団体デジタル遺品を考える会代表
葬祭業を経て現職。2010年から、故人のウェブサイトやデジタル遺品に関する調査を始める。
近著に『デジタル遺品の探しかた・しまいかた、残しかた+隠しかた』(伊勢田篤史氏との共著、
日本加除出版、2021年)



令和時代の生前整理で忘れてはならないのが、デジタルの持ち物の整理です。

総務省がまとめた「令和2年通信利用動向調査」*によると、インターネット利用率は全体で8割を超え、60歳代で82.7%、70歳代で59.6%となり、シニア層でも多くの人々が触れていることが分かります。携帯電話やスマートフォンといったモバイル端末の保有率も、全年齢で83.0%、年代別では60歳代で87.9%、70歳代で73.1%とやはり高く、デジタル機器やデジタルデータが日常生活に浸透している姿が浮かびます。

遺品とは、故人が亡くなるまで所持していた品や契約等を指します。デジタル環境が普及した現代において、人が亡くなったときにデジタルの遺品が発生するのは必然といえるでしょう。それゆえに特別視せず、従来の持ち物と同じように生前整理する姿勢が求められます。



デジタル遺品は 2つの拠点に生じる



「デジタル遺品」に厳密な定義はありませんが、一般的な概念としては「デジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品」を指すと考えるとよいでしょう。

例えばスマートフォンやパソコンなどのデジタル端末は、それ自体は目に見えて手で触れら

れますが、内部に保存されている写真ファイルや文書ファイル、ウェブサイトの閲覧履歴などは、ログインしてデジタル環境に入らないと実態がつかめません。これらが持ち主の死後にデジタル遺品になります。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のアカウントや、ネット銀行の口座情報などにはインターネットを介して接続します。これらもインターネットというデジタル環境を通して利用するので、契約者が亡くなった後はデジタル遺品に分類されます。

すなわちデジタル遺品とは、故人が所有していたデジタル端末の内部と、故人が利用していたインターネット上のサービスに生じ得るものといえるでしょう。

そして、デジタル遺品は他者から見えにくいという厄介な性質があります。遺族等が気づかないでいると、思い出の写真や動画、財産価値のある著作物や電子マネー、直近までの電話やメッセージでのやり取りなどが見落とされ、リスクをはらんだまま放置されることとなります。

知らないうちに困った事態を招いてしまう。そうしたトラブルは実際に起きています。



「故人がFXを残していないか 知りたい」



「急死した夫がFX(外国為替証拠金取引)を

* 総務省「令和2年通信利用動向調査の結果」(2021年6月18日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000154.html



やっていたかもしれません。何千万円の負債が襲ってこないか不安です。突き止める方法がありますか？」

数年前に50歳代の女性から相談された事例です。亡夫は生前にスマートフォンやパソコンで有価証券を運用していたそうです。スマートフォンは既に処分した後だったので、パソコンに残る履歴と、預金口座のお金の流れを徹底的に調べるようにアドバイスしました。結果的にFXの痕跡は見つからなかったのですが、スマートフォンが調べられなかったこともあり、女性の不安は消えません。そこで、FX会社からの連絡があったらすぐに受け取れるように、故人宛ての郵送物やメール等が受け取れる体勢を整えるように伝えました。

FXなどの証拠金取引は、予想と逆の値動きが発生した際に証拠金以上のマイナスを被ることがあります。その際はFX会社や証券会社から追加保証金を支払うように請求されます。持ち主が亡くなっていると基本的に相続した遺族が請求を受けることになるので、そこに強い不安を感じているという声は以前から多く寄せられています。

ただし、現実には遺族への請求事例はほとんど無いようです。私が国内のFXサービスを縦断調査した結果、業界全体でみても年間数件発生する程度でした。金額も20～30万円ほどで、何千万円というケースは少なくとも10年以上は発生していないようです。それでも、可能性はゼロではないので、残された側にとっては大きなストレス源となるのは間違いないでしょう。



サブスク契約の 処理トラブルは近年増



財産的被害として近年目立っているトラブルには、サブスクリプション(利用料定期支払い型)サービス(以下、サブスク)に関するものが

挙げられます。

サービスの提供元業者は契約者の生死を把握できません。そのため、契約者が亡くなった後も利用料の請求が続きます。請求を食い止める最も手っ取り早い方法は、自動引き落とし先に設定してあるクレジットカード等を停止することです。実際にこの方法で対応している遺族は少なくありませんが、2つのリスクをはらんでいます。

1つは、その後も別のかたちで支払い請求が届くリスクです。サービス提供側からすれば支払いの滞納と区別が付きません。滞納が続いた数カ月後に故人宛ての郵送で請求書が届き、遺族が寝耳に水で驚くというケースは現実に発生しています。

もう1つは、知らずに故人のデジタルデータを消失させてしまうリスクです。故人がインターネット上にデータが保管できる「クラウドサービス」を定額料金で利用していた場合、遺族がそれに気づかずに支払いを止めてしまうと、使用权とともに保管しているデータまで消失することになります。

遺族がすべてのサブスク契約を把握するのは困難ですが、分かる範囲だけでも個別に対応したほうがリスクを減らせるのは確かです。

これらのほかにも、QRコード決済サービスに残る数十万円相当の残高を遺族が気づかずに放置してしまったり、故人のSNSアカウントを閉じるために海外の運営元業者とやりとりして暗礁に乗り上げたりと、さまざまなトラブルが起きています。

デジタル関連のサービスは世間に普及して日が浅いため、提供する側も契約者が死亡した際の対応のノウハウが十分に無く、整備途上になっている部分が多々あります。そこからくる頼りなさが、デジタル遺品の不安感を助長しているところは否めません。



対策として「スマホのスペアキー」を



それだけに、持ち主による生前整理がますます重要になります。他者からは見えにくいデジタルの持ち物であっても、本人がきちんと整理し、死後に探されそうなものがきちんと見つかるように整えておけば、残された側も前述のようなトラブルにあわずにすむはずです。

とはいえ、デジタルの持ち物を棚卸しして整理し直すには、大きな手間がかかります。そこで私はよく必要最低限のデジタル生前整理方法を伝えています。名付けて「スマホのスペアキー」。これを作ることで、いざというときでも、スマートフォンのパスワードだけは残された側に伝わる公算が高くなります。

作るの簡単です。名刺大の厚紙にスマートフォンの特徴とパスワードを記入し、パスワード部分だけ修正テープを2~3回重ね貼りしてマスキングするだけです。いわば、即席のスクラッチカードです。照明で透かして、裏から文字が見える場合は紙の裏側にも修正テープを貼ってください。

これを預金通帳や年金手帳、パスポートなどと一緒に保管しておけば完了です。普段の盗み見を防ぎながら、有事にはほかの重要書類と同じタイミングで見つけてもらえるでしょう。

写真 スマホのスペアキー



スマートフォンがデジタル最大の拠点



なぜ、スマートフォンのパスワードを重視するのでしょうか。それはスマートフォンがデジタル遺品の最重要拠点だからです。

近年のデジタル資産、特に財産価値のある資産の多くはスマートフォンで使うことを前提に設計していますし、通話やメッセージのやり取りといったコミュニケーションの履歴も残ります。さらに、政府はマイナンバーとひも付ける技術検証を進めており、2023年度には実現する計画を立てています。数年後には世代を問わず、財布以上に見過ごせない「遺品」となっているでしょう。

一方で、スマートフォンはセキュリティーが非常に強固な一面があります。持ち主が登録したパスワード、あるいは生体認証の「鍵」が無ければまず開きませんし、通信キャリアや端末メーカーがロック解除に応じることも原則ありません。しかも、10~15回連続の誤入力で中身を初期化する設定が選べる端末もあり、うかつに手が出せない厳重さがあります。最重要にして最難関というわけです。

実際、私の元に届くデジタル遺品の相談は、実に7割が「故人のスマートフォンが開けない」というものです。この割合は相談を受け付けるようになった5年前から一貫しています。

逆にいえば、スマートフォンさえ開ければデジタル遺品の調査はそこまで難しくありません。利用している金融機関やサービスが特定できれば、重要度の高いものから順に問い合わせで対応していくことができます。前述のように業界の整備が不十分な部分はありますが、従来の遺品との差は随分ずいぶん小さくなるでしょう。

いかにセキュリティーを確保しつつ「見える化」するか。そこがデジタル遺品対策の極意といえます。